

第209期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2019年6月27日（木曜日）
午前10時

場所

和歌山市七番丁26-1
ダイワロイネットホテル和歌山
4階「グラン」

[末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。]



銀行をこえる銀行へ

紀陽銀行

目次

■ 第209期定時株主総会招集ご通知	1
インターネット等による 議決権行使のお手続きについて	3
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）6名選任の件	6
第3号議案 監査等委員である 取締役6名選任の件	10
添付書類	
■ 事業報告	17
■ 計算書類	41
■ 連結計算書類	43
■ 監査報告書	45

スマートフォンでの議決権行使が 簡単になりました。

議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限りです。

▶ 詳しくは同封
の案内チラシを
ご覧ください。



株式会社 紀陽銀行

証券コード：8370

銀行をこえる銀行へ

KIYO BANK SLOGAN

➤ 経営理念

地域社会の繁栄に貢献し、地域とともに歩む
堅実経営に徹し、たくましく着実な発展を目指す

➤ 目指す銀行像

「銀行をこえる銀行へ」
～お客さまの期待や地域の壁をこえ、
銀行という枠をこえることを目指します

経営の基本姿勢

- 多様かつ高度な
総合金融サービスのご提供
- 経営基盤の強化
- 地域活性化への貢献

行動指針

- 「お客さまの期待をこえる」
- 「銀行という枠をこえる」
- 「地域の壁をこえる」



ごあいさつ

株主の皆さま方には、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

ここに、第209期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当行は、「第5次中期経営計画」において、「地域における更なる存在感の向上と収益力の強化の両立」を基本方針と定め、「どんな課題にも本気で向き合い、お客さまの期待をこえる銀行」の実現に向け、各施策への取組みを進めております。

「地域社会の繁栄に貢献し、地域とともに歩む」という経営理念のもと、持続可能な地域社会の実現に貢献していくことが、地域金融機関として当行が果たすべき使命であると認識しております。当行のあらゆる経営資源を活用し、地域の皆さまとともに成長していくことを目指し、全役職員が一丸となって取り組んでいく所存でございます。

株主の皆さま方には、今後とも変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

2019年5月

取締役頭取

松岡 靖之

証券コード 8370
2019年5月31日

株主の皆さまへ

和歌山市本町1丁目35番地
株式会社 紀陽銀行
取締役頭取 松岡靖之

第209期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第209期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2019年6月26日（水曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. **日時** 2019年6月27日（木曜日）午前10時

2. **場所** 和歌山市七番丁26-1
ダイワロイネットホテル和歌山 4階「グラン」
[末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。]

3. **目的事項**

報告事項 1. 第209期 [2018年4月1日から2019年3月31日まで] 事業報告及び計算書類の内容報告の件
2. 第209期 [2018年4月1日から2019年3月31日まで] 連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

当日ご出席による議決権行使

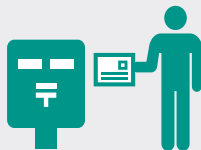


当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**株主総会
開催日時**

2019年6月27日（木曜日）午前10時

郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2019年6月26日（水曜日）午後5時到着分まで

インターネット等による議決権行使



後記（3頁～4頁）の「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否を下記の行使期限までにご入力ください。

行使期限

2019年6月26日（水曜日）午後5時まで

【重複行使の取扱い】

- (1) 議決権行使書用紙とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以上

- 株主でない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は総会にご出席いただけませんのでご注意ください。また、定款の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、代理権を証する書面をご提出ください。
- 次の事項につきましては、法令及び当行定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ①計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当行ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。



当行ウェブサイト <http://www.kiyobank.co.jp/investors/ir/meeting/>

インターネット等による議決権行使のお手続きについて

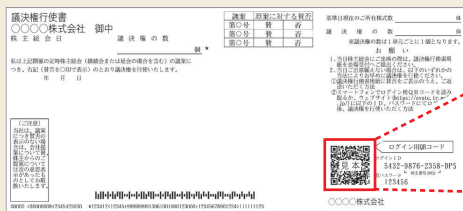
インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限
2019年6月26日（水曜日）
 午後5時まで



スマートフォンの場合

QRコードを読み取る方法 ▶ 詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。



議決権行使書副票（右側）



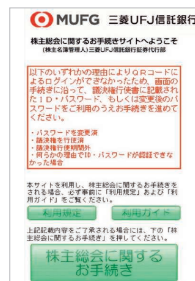
スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**になりました！

同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2回目以降のログインの際は…

次頁に記載のご案内に従ってログインしてください。



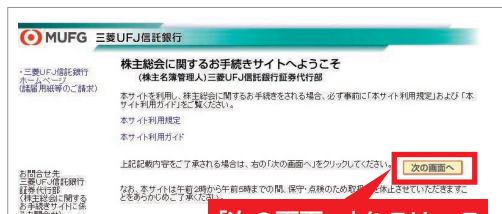
機関投資家の皆さまへ

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社「CJ」が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。



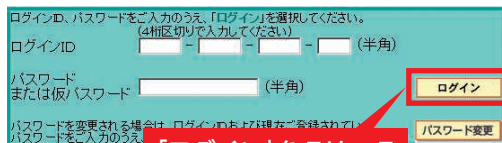
ログインID・仮パスワードを入力する方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

3 「現在のパスワード」に「仮パスワード」を入力の上、「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



! ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ)から当行の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)
 - ※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。
- 株主さま以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主さまのご負担となります。また、スマートフォンまたは携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他スマートフォンまたは携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金は株主さまのご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部 (ヘルプデスク)

0120-173-027

(受付時間9:00~21:00、通話料無料)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、地域金融機関としての公共性に鑑み、長期的に安定した経営基盤の確保や財務体質強化を目的とする適切な内部留保蓄積と、株主還元強化の両立を目指すこと及び収益力・資本効率等を示す指標を経営目標として掲げ、株式価値向上に努めることを基本方針としております。

このような基本方針に基づき、第209期の業績及び将来の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案し、剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきます。存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当行普通株式1株につき金35円といたしたいと存じます。
なお、配当総額は2,412,409,895円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下本議案について同じです。）7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会の更なる活性化と意思決定の迅速化を図るため1名減員し、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、取締役候補者の選任にあたりましては、指名諮問委員会（※）の審議を経て決定しております。

また、監査等委員会は本議案について検討した結果、当該事業年度における各候補者の業務執行状況及び業績等に鑑み、当行取締役として適任であると判断いたしました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

（※）同委員会は、取締役等の役員人事の透明性を向上させるため、取締役会からの諮問を受けて審議を実施する任意の諮問機関であり、委員は独立社外取締役が半数以上を占めるとともに、委員長を独立社外取締役としております。

候補者番号	氏名		現在の当行における地位
1	かた やま ひろ おみ 片山 博臣	再任	代表取締役会長
2	まつ おか やす ゆき 松岡 靖之	再任	代表取締役頭取兼頭取執行役員
3	たけ なか よし と 竹中 義人	再任	取締役常務執行役員
4	ひ の かず ひこ 日野 和彦	再任	取締役常務執行役員
5	よし むら そう いち 吉村 宗一	再任	取締役上席執行役員
6	はら ぐち ひろ ゆき 原口 裕之	再任	取締役上席執行役員

1 かた やま ひろ おみ 片山 博臣

再任

生年月日

1947年1月4日 (72歳)

取締役在任期間

22年

所有する当行の株式数

40,414株

● 略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1972年 2月 当行入行、名古屋支店長・人事部副部長等を歴任
1993年 10月 営業推進部長
1995年 6月 堺支店長
1997年 4月 総合企画部長
1997年 6月 取締役総合企画部長
1997年 8月 取締役総合企画部長兼頭取室長
1998年 12月 取締役総合企画部長
1999年 4月 取締役総務部長
1999年 10月 取締役統括母店長兼東和歌山支店長
2001年 5月 常務取締役統括母店長兼東和歌山支店長
2001年 6月 常務取締役
2002年 4月 代表取締役頭取
2006年 2月 株式会社紀陽ホールディングス代表取締役社長
2013年 10月 株式会社紀陽ホールディングス代表取締役社長
退任
2015年 6月 代表取締役会長 (現任)

[取締役候補者とした理由]

1997年6月より取締役に就任し、2002年4月から2015年6月まで取締役頭取を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、引き続き経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としました。

2 まつ おか やす ゆき 松岡 靖之

再任

生年月日

1955年10月18日 (63歳)

取締役在任期間

14年

所有する当行の株式数

28,503株

● 略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1978年 4月 当行入行、本店営業部次長・白浜支店長等を歴任
2002年 6月 経営企画部秘書室長
2002年 10月 改革プロジェクト推進室長兼秘書室長
2003年 4月 経営企画本部副本部長
2004年 4月 経営企画本部部長
2005年 6月 取締役営業推進本部長
2009年 6月 常務取締役本店営業部長
2012年 6月 常務取締役
2013年 6月 専務取締役
2015年 6月 代表取締役頭取
2016年 6月 代表取締役頭取兼頭取執行役員 (現任)
(現在の担当) 業務監査部

[取締役候補者とした理由]

2005年6月より取締役に就任し、2015年6月から取締役頭取を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、引き続き経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としました。

3 たけ なか よし と 竹中 義人

再任

生年月日

1959年7月13日 (59歳)

取締役在任期間

6年

所有する当行の株式数

13,300株

● 略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1983年 4月 当行入行、泉北支店長・営業推進部部長代理等を歴任
 2005年 10月 経営企画本部副部長
 2006年 4月 総合管理本部副部長
 2006年 10月 人事部副部長
 2007年 10月 人事部長
 2011年 6月 執行役員人事部長
 2013年 6月 取締役
 2015年 6月 取締役経営企画本部長
 2015年 10月 取締役
 2016年 6月 取締役常務執行役員
 2017年 4月 取締役常務執行役員東京本部長兼東京支店長
 2018年 4月 取締役常務執行役員事務システム本部長 (現任)
 2018年 6月 阪和信用保証株式会社代表取締役社長 (現任)
 (現在の担当) 融資部
 (重要な兼職の状況)
 阪和信用保証株式会社代表取締役社長

【取締役候補者とした理由】

泉北支店長や人事部長等を歴任したほか、2013年6月より取締役に務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、引き続き経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。

4 ひ の かず ひ こ 日野 和彦

再任

生年月日

1960年7月1日 (58歳)

取締役在任期間

4年

所有する当行の株式数

10,800株

● 略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1984年 4月 当行入行、和歌山市駅前支店長・本店営業部次長等を歴任
 2005年 4月 経営企画本部副部長
 2007年 1月 営業推進本部営業統括部長兼リテール営業部長
 2008年 4月 営業推進本部リテール営業部長
 2009年 10月 岸和田支店連合店統括支店長
 2012年 6月 執行役員岸和田支店連合店統括支店長
 2012年 10月 執行役員大阪支店長
 2015年 6月 取締役営業推進本部長兼和歌山事業部長
 2016年 6月 取締役執行役員
 2017年 6月 取締役上席執行役員
 2018年 4月 取締役上席執行役員営業支援本部長
 2018年 6月 取締役常務執行役員営業支援本部長 (現任)
 2018年 6月 紀陽リース・キャピタル株式会社代表取締役社長 (現任)
 (重要な兼職の状況)
 紀陽リース・キャピタル株式会社代表取締役社長

【取締役候補者とした理由】

岸和田支店連合店統括支店長や大阪支店長等を歴任したほか、2015年6月より取締役に務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、引き続き経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。

生年月日

1957年2月7日 (62歳)

取締役在任期間

3年

所有する当行の株式数

3,400株

● 略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1979年 4月 大蔵省入省、金融庁監督局保険課長・預金保険機構金融再生部審議役等を歴任

2004年 7月 関東財務局総務部長

2005年 7月 大臣官房地方課長

2006年 7月 預金保険機構金融再生部長

2007年 7月 福岡財務支局長

2009年 1月 米州開発銀行アジア事務所長

2010年 4月 財務総合政策研究所次長

2010年 7月 中国財務局長

2011年 6月 大阪税関長

2012年 8月 独立行政法人日本貿易振興機構理事

2015年10月 財務省退職

2015年12月 当行執行役員

2016年 6月 取締役執行役員

2017年 6月 取締役上席執行役員 (現任)

(現在の担当) リスク統括部

[取締役候補者とした理由]

財務省にて中国財務局長、大阪税関長等を歴任し、2016年6月より当行取締役に就任。金融面における豊富な専門知識や実務経験を有しており、引き続き経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としてしました。

生年月日

1962年11月25日 (56歳)

取締役在任期間

2年

所有する当行の株式数

6,700株

● 略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1985年 4月 当行入行、吉備支店長・住吉支店長等を歴任

2010年 6月 事務システム部長

2012年10月 田辺支店長

2014年 6月 執行役員田辺支店長

2015年 6月 執行役員営業推進本部営業統括部長

2016年 6月 執行役員営業推進本部長兼営業統括部長兼営業企画部長

2016年10月 執行役員営業推進本部長兼営業統括部長

2017年 4月 執行役員

2017年 6月 取締役上席執行役員

2018年 4月 取締役上席執行役員管理本部長 (現任)

[取締役候補者とした理由]

住吉支店長や田辺支店長等を歴任したほか、2017年6月より取締役に務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、引き続き経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 各候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役在任期間は、本定時株主総会最終結時で記載しております。

第3号議案

監査等委員である取締役6名選任の件

監査等委員である取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員である取締役候補者の選任にあたりましては、指名諮問委員会の審議を経て決定しております。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当行における地位
1	葉糸 正浩	再任	取締役監査等委員（常勤）
2	西川 隆示	新任	営業支援部長兼地方創生推進室長
3	水野 八朗	再任	社外 独立役員 取締役監査等委員
4	女性 西田 恵	再任	社外 独立役員 取締役監査等委員
5	女性 堀 智子	新任	社外 独立役員
6	足立 基浩	新任	社外 独立役員

1 は い と ま さ ひ ろ 葉 糸 正 浩

再 任

生年月日

1960年5月9日 (59歳)

取締役在任期間

2年

監査等委員である取締役
在任期間

2年

所有する当行の株式数

8,300株

● 略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1983年4月 当行入行、市場営業部部長代理等を歴任
2007年4月 東京本部市場営業部副部長
2009年10月 リスク統括部長
2013年6月 経営企画部長
2014年6月 執行役員経営企画部長
2015年6月 執行役員経営企画部長兼戦略企画部長
2015年10月 執行役員経営企画部長
2016年6月 監査役
2017年6月 取締役 (監査等委員) (現任)

[取締役候補者とした理由]

30年以上にわたり銀行業務に従事し、リスク統括部長、経営企画部長等を歴任し、2014年6月に執行役員経営企画部長、2016年6月に監査役、2017年6月より取締役 (監査等委員) を務めるなど、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化をするうえで、十分な経験と見識を有していることから、取締役 (監査等委員) 候補者となりました。

2 に し か わ り ゅ う じ 西 川 隆 示

新 任

生年月日

1964年3月14日 (55歳)

取締役在任期間

—

監査等委員である取締役
在任期間

—

所有する当行の株式数

1,100株

● 略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1987年4月 当行入行、人事部部長代理等を歴任
2009年10月 鴻池新田支店長
2012年10月 県庁支店長
2014年10月 営業企画部長
2016年6月 地域振興部長
2018年4月 営業支援部長兼地方創生推進室長 (現任)

[取締役候補者とした理由]

30年以上にわたり銀行業務に従事し、鴻池新田支店長や県庁支店長、営業支援部長等を歴任し、銀行業務全般に精通しており、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化をするうえで、十分な経験と見識を有していることから、取締役 (監査等委員) 候補者となりました。

3 みずの はちろう 水野 八郎

再任 社外 独立役員

生年月日	● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）
1942年9月27日（76歳）	1972年4月 弁護士登録（東京弁護士会所属）
社外取締役在任期間	1974年4月 和歌山弁護士会に登録換
5年9か月	1978年4月 弁護士水野法律事務所代表（現任）
監査等委員である取締役在任期間	1987年4月 和歌山弁護士会会長、日本弁護士連合会理事
2年	2003年4月 近畿弁護士会連合会理事長
所有する当行の株式数	2007年6月 株式会社紀陽ホールディングス社外取締役
4,400株	2013年10月 株式会社紀陽ホールディングス社外取締役退任
	2013年10月 当行社外取締役
	2017年6月 当行社外取締役（監査等委員）（現任）
	（重要な兼職の状況）
	弁護士水野法律事務所代表

【社外取締役候補者とした理由】

弁護士として豊富な経験と見識を有しており、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化をするうえで、十分な経験と見識を有していること、また、企業経営の健全性の確保、コンプライアンス経営の推進について指導いただくため、社外取締役（監査等委員）候補者としました。

なお、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

【独立性に関する補足説明】

水野八郎氏とは預金取引がありますが、当行の総預金残高に占める割合は0.1%未満であります。

同氏は法律事務所の代表を務めておりますが、当行との間に顧問契約はなく、同氏に対しては役員報酬以外の支払はございません。

当行の「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性に問題はございません。

生年月日	● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）
1975年12月25日（43歳）	2003年10月 弁護士登録（大阪弁護士会所属） 弁護士法人淀屋橋・山上合同入所
社外取締役在任期間	2011年 4月 弁護士法人淀屋橋・山上合同パートナー弁護士 （現任）
2年	2017年 6月 当行社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況）
監査等委員である取締役在任期間	弁護士法人淀屋橋・山上合同パートナー弁護士
2年	
所有する当行の株式数	
—	

【社外取締役候補者とした理由】

弁護士として豊富な経験と見識を有しており、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化をするうえで、十分な経験と見識を有していること、また、企業経営の健全性の確保、コンプライアンス経営の推進について指導いただくため、社外取締役（監査等委員）候補者となりました。

なお、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

【独立性に関する補足説明】

西田恵氏とは預金取引がありますが、当行の総預金残高に占める割合は0.1%未満であります。

同氏に対しては役員報酬以外の支払はございません。

同氏は弁護士法人淀屋橋・山上合同のパートナー弁護士を務めておりますが、同弁護士法人与当行との間に顧問契約はありません。また、預金取引がありますが、当行の総預金残高に占める割合は0.1%未満であります。

当行の「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性に問題はございません。

5 ほり 堀

とも こ 智子 女性

新任 社外 独立役員

生年月日

1962年4月5日 (57歳)

社外取締役在任期間

—

監査等委員である取締役
在任期間

—

所有する当行の株式数

—

● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1993年3月 公認会計士登録

1994年1月 税理士登録

1995年10月 堀公認会計士事務所代表（現任）

（重要な兼職の状況）

堀公認会計士事務所代表

【社外取締役候補者とした理由】

公認会計士として専門的知見と財務及び会計に関する豊富な経験と見識を有しており、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化をするうえで、十分な経験と見識を有していることから、社外取締役（監査等委員）候補者となりました。

なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

【独立性に関する補足説明】

堀智子氏とは預金取引がありますが、当行の総預金残高に占める割合は0.1%未満であります。

同氏は公認会計士事務所の代表を務めておりますが、当行との間に顧問契約はなく、同氏に対しての支払はございません。

当行の「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性に問題はありませ

ん。

生年月日	● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）
1968年8月12日（50歳）	1996年4月 国立大学法人和歌山大学経済学部助手 1998年10月 国立大学法人和歌山大学経済学部講師
社外取締役在任期間	2000年10月 国立大学法人和歌山大学経済学部助教授 2010年4月 国立大学法人和歌山大学経済学部教授
—	2011年4月 国立大学法人和歌山大学経済学部副学部長 2015年4月 国立大学法人和歌山大学経済学部長
監査等委員である取締役在任期間	2017年4月 国立大学法人和歌山大学副学長（現任） （重要な兼職の状況）
—	国立大学法人和歌山大学副学長
所有する当行の株式数	—

【社外取締役候補者とした理由】

大学教授として地域再生と街づくり・都市再生を研究分野とし、同分野を中心に専門的かつ幅広い知見を有しており、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化をするうえで、十分な経験と見識を有していることから、社外取締役（監査等委員）候補者としてしました。

なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

【独立性に関する補足説明】

足立基浩氏とは預金取引がありますが、当行の総預金残高に占める割合は0.1%未満であります。

同氏が副学長を務めている国立大学法人和歌山大学との間には一般的な預貸金取引がありますが、直近事業年度における同国立大学法人と当行との取引の双方の経常収益に占める割合はいずれも1%未満であります。また、同国立大学法人への寄付金の額は、過去3年合計で1百万円未満であります。

当行の「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性に問題はありません。

- (注) 1. 各候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役在任期間は、本定時株主総会終結時で記載しております。
3. 水野八朗氏、西田恵氏、堀智子氏、足立基浩氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当行は、社外取締役の独立性を確保するため、東京証券取引所が定める基準に加え、当行独自に社外取締役の独立性基準を定めております（16頁に記載のとおりです）。水野八朗氏、西田恵氏は、いずれの基準も満たしており、本議案が承認可決された場合、両氏は引き続き東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
また、堀智子氏、足立基浩氏につきましても、いずれの基準も満たしており、本議案が承認可決された場合、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
5. 当行は、水野八朗氏、西田恵氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しております。本議案が承認可決された場合、当行は、両氏との責任限定契約を継続し、堀智子氏、足立基浩氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定義された最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

【ご参考】

<社外取締役の独立性に関する判断基準>

当行における社外取締役候補者は、現在及び原則として過去3年において、次のいずれの要件にも該当しない者であることを必要とする。

- (1) 当行を主要な取引先（※1）とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (2) 当行の主要な取引先（※2）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (3) 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等。
- (4) 当行を主要な取引先（※1）とするコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所の社員等。
- (5) 当行から過去3年平均で年間1,000万円以上の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (6) 当行の主要株主（※3）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (7) 次に掲げる者（重要（※4）でない者を除く）の近親者（※5）。
 - A) 上記（1）～（6）に該当する者。
 - B) 当行またはその子会社の取締役、監査役、執行役員等及び重要な使用人等。

- ※1 当行から当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%以上の支払いを受けた先。
- ※2 当行に対して当行の直近事業年度の連結業務粗利益の2%以上の支払いを行った先。
- ※3 議決権所有割合10%以上の株主。
- ※4 会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士。
- ※5 二親等以内の親族。

以上

事業報告 第209期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

当行グループは、銀行業務を中心に、電子計算機関連業務、事務代行業務、信用保証業務、クレジットカード業務、リース業務等金融サービスにかかる事業を行っております。これらグループ企業の総力を結集することで、お客さまのさまざまなニーズにお応えできる質の高い金融サービスを提供することにより、地域の発展に貢献するとともに、経営基盤の強化に努めております。

【国内経済】

当期のわが国経済は、緩やかな回復基調となりました。企業部門は、輸出が中国向けの減少を主因に伸び悩み、電子部品などを中心に弱含みとなるものの、設備投資が省力化投資へのニーズなどを背景に増加基調となりました。また、個人消費は、雇用・所得環境の改善により持ち直しました。

金融面では、長期金利が昨年10月に一時0.1%台半ばまで上昇しましたが、年度末にかけて世界経済の減速懸念によりマイナス圏まで低下しました。株式市場は、米国株式市場の上昇等を背景に、日経平均株価が昨年9月に24,000円台まで上昇しました。その後は、米中貿易協議の先行懸念等から一時19,000円を割り込みましたが、年度末には21,000円台まで回復しました。為替市場は、米国での利上げの影響により昨年10月に1ドル114円台まで円安が進行しましたが、年度末には110円台となりました。

【地域経済】

和歌山県経済は、自然災害の影響から一時的に停滞感がみられたものの、個人消費の持ち直しのほか、生産活動の回復、雇用情勢の着実な改善などがみられ、緩やかな回復基調となりました。

また、世界的な宿泊施設予約サイトAirbnb（エアビーアンドビー）が公表した「2019年に訪れるべき19の観光地」のひとつとして和歌山県が国内で唯一選ばれるなど、和歌山の観光資源に対する海外からの評価が高まりつつあります。



那智の滝



新世界

大阪府経済は、緩やかな拡大基調となりました。企業部門は、輸出がアジア・中国向けで弱含みとなるものの、好調な企業業績や人手不足による更新投資・省力化投資への強いニーズを背景に設備投資は拡大傾向となりました。個人消費は、雇用面の不足感が拡大するなか、所得環境が改善し、堅調に推移しました。また、関西国際空港では、昨年9月の台風21号により冠水や連絡橋の損壊などの被害を受けましたが、外国人旅客数は前年比107%の1,528万人と過去最高を更新するなど、インバウンド需要は引き続き好調に推移しました。

【当行グループの業況】

このような状況下、当行グループは、目指す銀行像「銀行をこえる銀行へ（お客さまの期待や地域の壁をこえ、銀行という枠をこえることを目指します。）」の基本方針のもと、お客さまの利便性向上に努めるとともに、より充実した金融商品、金融サービスの提供に注力し、業績の向上と経営体質の強化に取り組んでまいりました。

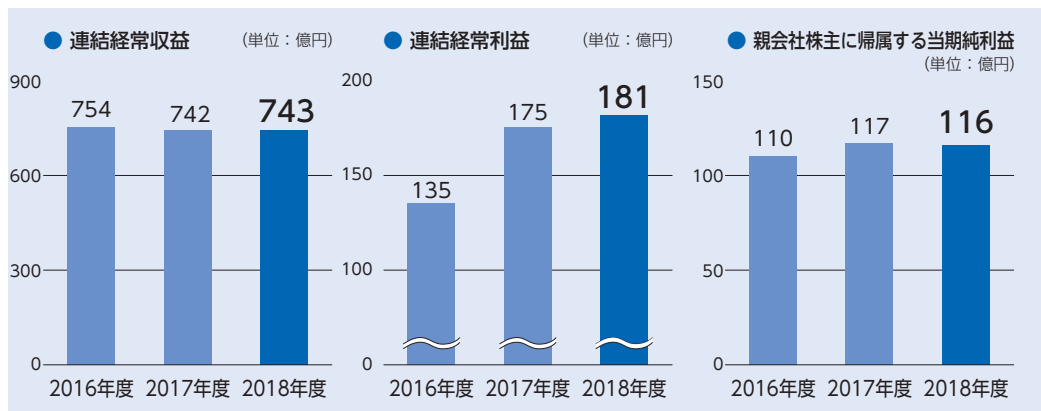
これらの取組みの結果、第209期の決算は次のとおりとなりました。

<決算概要>

連結経常収益は、役務取引等収益や国債等債券売却益、株式等売却益が増加したことなどにより、前期比1億7百万円増加し743億64百万円となりました。

連結経常利益は、資金調達費用の減少や、徹底した経費削減への取組みなどによる営業経費の減少などにより、前期比5億97百万円増加し181億58百万円となりました。

以上の結果などにより、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比1億2百万円減少し116億20百万円となりました。



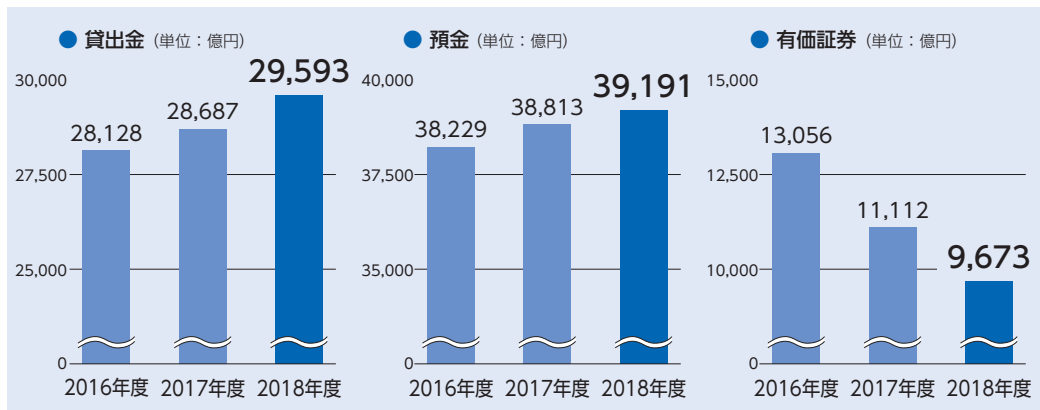
<主要勘定の状況>

当期末の主要勘定（連結）の状況は、貸出金が中小企業向け貸出の増加などにより、期中905億円増加し2兆9,593億円となりました。

預金は、期中377億円増加し3兆9,191億円となりました。

有価証券は、期中1,439億円減少し9,673億円となりました。

また、連結自己資本比率（国内基準）は9.32%（速報値）となりました。



<店舗等>

当期におきましては、昨年6月にFM802とのコラボレーションによる新形態の拠点（愛称：「Kiyobank × 802 NAMBA SQUARE」）を南海電鉄なんば駅2階中央改札口外にオープンいたしました。インターネットを中心とする非対面取引による金融サービスのご提供に加え、地域の魅力・アート・音楽といったさまざまな情報の発信により、より多くの方々に当行及び和歌山・大阪を中心とする地元地域に関心を持っていただくきっかけをご提供することで、「新しい銀行のカタチ」にチャレンジしております。



Kiyobank × 802 NAMBA SQUARE

<商品・サービス>

個人のお客さま向けの新たな商品・サービスといたしまして、昨年8月にスマートフォン向けアプリ「紀陽スマートアプリ（略称：キヨスマ!）」の取扱いを開始し、スマートフォンで普通預金口座の残高や入出金明細の照会、税金・公共料金等の支払いが可能となりました。ご利用者数は、本年3月末現在で2万名さまを超えご好評をいただいております。



紀陽スマートアプリ

また、お客さまの資産運用における幅広いニーズにお応えするため、昨年7月に株式会社SBI証券、本年2月に楽天証券株式会社と業務提携を開始し、多彩な商品ラインアップや情報の提供に努めております。このほか、本年2月には、円滑な資産承継の手法として関心の高い民事信託（家族信託）にかかる専用口座の開設やアパートビルローンの取扱いを開始いたしました。

事業者さま向けの取組みといたしましては、成長可能性や持続可能性等に着目する事業性評価に基づく融資や、ビジネスマッチング等を通じて、事業者さまのニーズに応じた支援を行っております。

<地方創生及び産・学・官との連携等>

昨年7月に明治安田生命保険相互会社と「地方創生に関する連携協定」を締結いたしました。この協定締結により、同社が保有するノウハウや当行地元エリアでの営業網、全国ネットワークなどを当行の地方創生推進に向けた取組みに活用することが可能となりました。

10月には、当行を含む地方銀行54行主催のもと、食の商談会「地方銀行フードセレクション2018」が開催され、当行のお取引先さま21社が出展されました。この商談会を通じて、お取引先さまの販路開拓に大きく貢献することができました。



地方銀行フードセレクション2018

本年2月には、地方公共団体が用途をあらかじめ決めて寄附金を募集する「ふるさと納税型クラウドファンディング」の活用セミナーを開催し、和歌山県下、大阪府下計31の地方公共団体が参加されました。

また現在、和歌山県内の地方公共団体及び一般社団法人ノオトと連携して、歴史的資源を活用したまちづくりを推進しております。当行が支援している「串本古民家・まちづくりプロジェクト」案件の第一弾として、串本町の歴史的資源である築約150年の古民家、稲村亭（とうそんてい）などを宿泊及び飲食施設にリノベーションした「NIPPONIA HOTEL 串本 熊野海道」が、本年6月にグランドオープンする予定です。

<社会貢献活動などのCSRへの取り組み>

当行は、「地域社会の繁栄に貢献し、地域とともに歩む」という経営理念のもと、地域の環境保全活動や社会貢献活動に取り組んでおります。

環境保全活動といたしましては、2006年より、和歌山県が展開する「企業の森」事業に参画し、現在2か所目となる活動地で植栽と下草刈り活動に取り組んでおります。また、役職員によるボランティア活動を通じて、世界遺産熊野古道の参詣道を修復するなど、地域の環境価値と文化価値の継承に努めております。

社会貢献活動といたしましては、「紀陽CSR私募債」を通じて、地域の優良企業と共同で学校や医療・福祉施設等への寄贈を実施しております。また、当行が運営する一般財団法人紀陽文化財団では、年2回クラシックコンサートを開催するほか、美術館、博物館等で開催される展覧会に地域の皆さまをご招待しております。更に、当行女子バスケットボール部「紀陽ハートビーツ」では地元小中高校生を対象としたバスケットボールクリニック（ジュニアへの指導）を定期的で開催しております。

地域の金融教育にも注力しており、和歌山県が展開する「産業人材育成支援事業」の一環として、和歌山大学や和歌山工業高等専門学校において当行役職員が講義を行っております。また、高校生向けに、「働くこととお金」について学ぶ金銭基礎教育プログラム「MoneyConnection®」を提供するほか、全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」の和歌山大会を開催するなど、金融経済について学ぶ機会を提供しております。

このほか、本年3月には「紀陽銀行SDGs宣言」を表明いたしました。地域金融機関としての事業活動を通じ、SDGs達成に向けた取り組みを今後更に加速させ、地域社会とともに持続的に成長していくことに努めてまいります。

SDGsとは

「Sustainable Development Goals」の略。誰一人取り残さない、あらゆる人が幸せに暮らし続けられる持続可能な社会の実現に向け、国連加盟国193カ国が2030年までに達成するために掲げた共通の目標。社会・経済・環境の課題を網羅しており、17のゴール（目標）と169のターゲットで構成される。



企業の森事業への参画



エコノミクス甲子園 和歌山大会

【対処すべき課題】

当行グループでは、2018年4月から2021年3月までの3年間を計画期間とした「第5次中期経営計画」に取り組んでおります。

本計画では、「地域における更なる存在感の向上と収益力の強化の両立」を基本方針と定め、「中小企業取引において圧倒的競争力を有する地方銀行を目指す」ことを主要テーマとして掲げるとともに、以下の主要戦略への取組みを通じて「どんな課題にも本気で向き合い、お客さまの期待をこえる銀行」となることを約束いたします。

主要戦略①

Action ～中小企業向け貸出を起点としたビジネスモデルの深化～

当行グループが最も力を発揮できる領域である「中小企業取引」に経営資源を集中的に投下することにより、さまざまな資金ニーズに素早く的確にお応えできる営業活動を実現してまいります。

また、お客さまのさまざまな課題に寄り添い、解決策を提供する「本業支援」や地元企業オーナーさまへの高度な金融サービスの提供等、お客さまの満足度向上に資する営業活動に努めることで、持続可能なビジネスモデルである「中小企業向け貸出を起点としたビジネスモデル」を更に深化させてまいります。

主要戦略②

Change ～競争力を拡大する新しい営業体制の構築～

主要戦略①で掲げた取組みを支える体制整備として、「中小企業取引」における金融サービスの更なる高度化を実現する営業店体制の構築や本部支援機能の強化等に取り組んでまいります。

並行して業務効率化（BPR）への取組みを通じて生産性の向上を図ることで、「お客さまとの接点強化と高度な提案体制の両立」を実現してまいります。

当行グループは、上記に掲げる「第5次中期経営計画」の遂行により、本業の強化を通じた「持続可能なビジネスモデル」の確立と、健全な経営基盤の確保に努めてまいります。

また、当行グループの存立基盤は地域社会であります。「良識ある企業市民」として、社会的責任と公共的使命を十分に認識し、健全な事業活動及び社会貢献活動を通じて、地域社会からの揺るぎない信頼の確保に引き続き努めてまいります。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	815	754	742	743
経常利益	214	135	175	181
親会社株主に帰属する当期純利益	170	110	117	116
包括利益	43	66	143	93
純資産額	2,148	2,179	2,292	2,339
総資産	44,463	48,704	46,727	45,853

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
預金	38,598	38,299	38,894	39,277
定期性預金	19,519	18,078	16,925	15,839
その他	19,079	20,221	21,968	23,438
社債	130	100	100	—
貸出金	27,383	28,205	28,762	29,680
個人向け	8,053	8,139	8,285	8,456
中小企業向け	11,412	11,906	12,211	12,932
その他	7,917	8,159	8,265	8,291
商品有価証券	2	1	0	0
有価証券	11,747	13,080	11,135	9,710
国債	4,329	3,948	2,520	2,290
地方債	1,729	2,507	2,210	1,784
その他	5,688	6,624	6,405	5,635
総資産	44,362	48,612	46,618	45,741
内国為替取扱高	301,800	300,553	316,646	312,588
外国為替取扱高	百万ドル 1,274	百万ドル 1,498	百万ドル 1,566	百万ドル 1,828
経常利益	百万円 21,597	百万円 12,145	百万円 15,656	百万円 16,945
当期純利益	百万円 17,695	百万円 10,204	百万円 10,506	百万円 10,902
1株当たり当期純利益	円 銭 249 07	円 銭 145 97	円 銭 151 32	円 銭 158 28

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 企業集団及び当行の使用人の状況**イ. 企業集団の使用人の状況**

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	銀 行 業	そ の 他	銀 行 業	そ の 他
使 用 人 数	2,233人	308人	2,317人	308人

(注) 使用人数は、就業者数で記載しており、執行役員、嘱託及び臨時雇員並びに出向者を含んでおりません。

ロ. 当行の使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	2,233人	2,317人
平 均 年 齢	37年11月	38年01月
平 均 勤 続 年 数	14年10月	14年11月
平 均 給 与 月 額	319千円	325千円

(注) 1. 使用人数は、就業者数で記載しており、執行役員、嘱託及び臨時雇員並びに出向者を含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況**イ. 銀行業****① 営業所数の推移**

	当 年 度 末		前 年 度 末	
和 歌 山 県	68 ^店	(7 ^{うち出張所})	68 ^店	(7 ^{うち出張所})
大 阪 府	40	(ー)	40	(ー)
奈 良 県	2	(ー)	2	(ー)
東 京 都	1	(ー)	1	(ー)
合 計	111	(7)	111	(7)

(注) 1. 和歌山県の営業所数の中には、インターネット支店1か店を含んでおります。
 2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を161か所、そのほかに、株式会社ローソン銀行との提携により13,441か所、株式会社セブン銀行との提携により23,555か所、株式会社イオン銀行との提携により5,337か所、株式会社ステーションネットワーク関西との提携により106か所、株式会社イネットとの提携により12,377か所の店舗外現金自動設備をそれぞれ設置しております。

② 当年度新設営業所

該当事項はありません。

(注) 1. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を新設・移転・廃止いたしました。

(新設 1 か所)

泉ヶ丘駅前支店 高島屋泉北店出張所

(移転 4 か所)

橋向支店 i プラザ イズミヤ和歌山店出張所 (イズミヤ和歌山店東側出張所に名称変更)
勝浦支店 那智勝浦町立温泉病院出張所
大阪中央支店 高島屋大阪店出張所 (南海なんば駅 2 階中央改札口出張所に名称変更)
大阪中央支店 天王寺ミオ出張所

(廃止 4 か所)

住吉支店 我孫子町駅出張所
八尾南支店 アリオ八尾出張所
岸和田支店 岸和田カンカンベイサイドモール出張所
加茂郷支店 海南市下津行政局共同出張所

2. 次の 9 店舗について、2019年 4 月 8 日にランチインランチ方式による移転統合を実施いたしました。

(ランチインランチとは、1 つの拠点内で 2 つの支店を併設して営業する店舗形態です。)

店舗名		移転統合先店舗 (住所)
和歌山中央支店		橋向支店 (和歌山市田中町 2 丁目 50 番地)
桃山出張所	※	岩出支店 (岩出市清水 500 番 1)
橋本彩の台支店		橋本支店 (橋本市橋本 2 丁目 1 番 4 号)
由良支店	※	御坊支店 (御坊市蘭 378 番地の 3)
日置支店	※	朝来支店 (西牟婁郡上富田町朝来 801 番 1)
古座支店	※	串本支店 (東牟婁郡串本町串本 909 番地)
箱作支店	※	岬支店 (泉南郡岬町淡輪 1167 番地 2)
泉大津支店		泉北支店 (高石市綾園 7 丁目 8 番 30 号)
北野田支店		泉ヶ丘支店 (堺市中区福田 544 番地)

※マークが付いた店舗の店舗外現金自動設備は、引き続きご利用いただけます。

3. 次の店舗外現金自動設備について、2019年 4 月 22 日に廃止いたしました。

大阪中央支店 イオンモール大阪ドームシティ出張所

③ 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

④ 銀行が営む銀行代理業等の一覧

該当事項はありません。

□. その他

銀行業以外のその他の事業につきましては、次頁の「(6) 重要な親会社及び子会社等の状況」をご参照ください。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業	1,174
その他	145
合計	1,319

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行業	事務機器	172

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
紀陽ビジネスサービス株式会社	和歌山市中之島 2240番地	事務代行業務	2003年9月30日	60百万円	100%	—
阪和信用保証株式会社	和歌山市中之島 2240番地	信用保証業務	1979年7月11日	480百万円	100%	—
紀陽リース・キャピタル株式会社	和歌山市 七番丁24番地	リース業務 ベンチャーキャピタル業務	1996年1月9日	150百万円	63.3% (13.3%)	(注) 1
株式会社紀陽カード	和歌山市本町 四丁目45番地	クレジットカード業務	1990年9月5日	60百万円	100%	—
株式会社紀陽カードディーシー	和歌山市本町 四丁目45番地	クレジットカード業務	1990年9月5日	90百万円	100%	—
紀陽情報システム株式会社	和歌山市中之島 2240番地	電子計算機関連業務	1985年2月1日	80百万円	50%	(注) 1

- (注) 1. 銀行法施行規則第14条の12第1号に規定する子法人等であります。
 2. 当行が有する子会社等の議決権比率欄の()内は間接所有の比率であります。
 3. 当行の連結対象子会社は6社であります。
 当期の連結経常収益は74,364百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は11,620百万円であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れ等のサービスを行っております。
5. 株式会社ローソン銀行、株式会社イーネット、株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内等に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び預入れ等のサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
7. 株式会社ステーションネットワーク関西との提携により、駅構内等に設置した現金自動設備、通称「Patsat」による現金自動引出し等のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の場合

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職
片山博臣	(代表取締役) 取締役会長	
松岡靖之	(代表取締役) 取締役頭取兼頭取執行役員 業務監査部担当	
爲岡英喜	取締役常務執行役員 企画本部長、東京本部担当	
竹中義人	取締役常務執行役員 事務システム本部長、融資部担当	阪和信用保証株式会社 代表取締役社長
日野和彦	取締役常務執行役員 営業支援本部長	紀陽リース・キャピタル株式会社 代表取締役社長
吉村宗一	取締役上席執行役員 リスク統括部担当	
原口裕之	取締役上席執行役員 管理本部長	
葉糸正浩	取締役監査等委員(常勤)	
田村和也	取締役監査等委員(常勤)	
水野八朗	取締役監査等委員(社外取締役)	弁護士水野法律事務所代表
山野裕	取締役監査等委員(社外取締役)	
山中俊廣	取締役監査等委員(社外取締役)	山中俊廣公認会計士事務所代表 学校法人大阪成蹊学園常任監事 高田機工株式会社社外監査役(非常勤)
西田恵	取締役監査等委員(社外取締役)	弁護士法人淀屋橋・山上合同 パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役監査等委員(社外取締役)水野八朗氏、山野裕氏、山中俊廣氏、西田恵氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役監査等委員(社外取締役)山野裕氏は、南海電気鉄道株式会社の経理部長等を7年担当後、同社代表取締役専務等を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役監査等委員(社外取締役)山中俊廣氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役監査等委員葉糸正浩及び田村和也の両氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議に出席する他、重要な各種情報収集や報告の受領等を継続的かつ実務的に行うためであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取締役（監査等委員を除く）	9名	213
取締役（監査等委員）	6名	60
計	15名	273

- (注)
- 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 上記「報酬等」には、株式報酬型ストック・オプション報酬額200万円を含めております。また、取締役2名の使用人としての報酬90万円は含めておりません。
 - 支給人数及び報酬等には、2018年6月28日開催の第208期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含めております。
 - 2017年6月29日開催の第207期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬等の限度額は年額500百万円以内、この報酬等とは別に株式報酬型ストック・オプション報酬等の限度額が年額50百万円以内、取締役（監査等委員）の報酬等の限度額は年額100百万円以内と決議されております。
 - 役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続は以下のとおりと定め、本方針に基づき報酬の額を決定しております。
 - 取締役（監査等委員を除く）の報酬については、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、報酬諮問委員会（※）の提言を受け、監査等委員会からの意見を踏まえ、取締役会の決議により決定し、取締役（監査等委員）については、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、取締役（監査等委員）の協議により決定する。
 - 取締役（監査等委員を除く）の報酬体系は、役位などによる固定報酬部分、取締役会で予め定めた経営指標の達成率や担当部門別の業績により決定される業績連動報酬部分及び株式報酬型ストック・オプションとする。
 - 取締役（監査等委員）の報酬体系は、固定報酬部分のみとする。
- （※）同委員会は、役員等の報酬決定に際し、プロセス及び取締役会機能の透明性を向上させるため、取締役会からの諮問を受けて審議を実施する任意の諮問機関であり、委員は独立社外取締役が半数以上を占めるとともに、委員長を独立社外取締役としております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
水 野 八 朗	当行は、各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。
山 野 裕	
山 中 俊 廣	
西 田 恵	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
水野 八朗	弁護士水野法律事務所代表
山野 裕	
山中 俊廣	山中俊廣公認会計士事務所代表 学校法人大阪成蹊学園常任監事 高田機工株式会社社外監査役(非常勤)
西田 恵	弁護士法人淀屋橋・山上合同パートナー弁護士

(注) 社外取締役が兼職している他の法人等と当行との間には特別な利害関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
水野 八朗	5年6か月	取締役会16回中16回出席 監査等委員会14回中14回出席	主に弁護士としての専門的見地から、業務執行の適法性及び法務コンプライアンス関係について、発言・提言を行っております。
山野 裕	3年9か月	取締役会16回中16回出席 監査等委員会14回中14回出席	元南海電気鉄道株式会社代表取締役専務としての豊富な経験や実績に基づいた幅広い見地から、当行の経営全般について、発言・提言を行っております。
山中 俊廣	2年9か月	取締役会16回中16回出席 監査等委員会14回中14回出席	主に公認会計士としての専門的見地から、当行の財務及び会計関係について、発言・提言を行っております。
西田 恵	1年9か月	取締役会16回中15回出席 監査等委員会14回中14回出席	主に弁護士としての専門的見地から、業務執行の適法性及び法務コンプライアンス関係について、発言・提言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4名	21	—

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数
- | | |
|----------|-----------|
| 発行可能株式総数 | 120,000千株 |
| 発行済株式の総数 | 70,300千株 |
- (2) 当年度末株主数 16,491名
- (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,704 千株	3.92 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,451	3.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,985	2.87
紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会	1,896	2.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,387	2.01
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,296	1.88
GOVERNMENT OF NORWAY	1,028	1.49
株式会社島精機製作所	953	1.38
株式会社湊組	945	1.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	942	1.36

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当行は、自己株式1,374,003株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるもの 及び社外取締役を除く)	① 名称 株式会社紀陽銀行 第1回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2015年7月27日 ③ 新株予約権の数 72個 ④ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式7,200株 ⑤ 新株予約権の行使期間 2015年7月28日から2045年7月27日 ⑥ 権利行使価額（1株あたり） 1円 ⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	5名
	① 名称 株式会社紀陽銀行 第2回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2016年7月29日 ③ 新株予約権の数 125個 ④ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式12,500株 ⑤ 新株予約権の行使期間 2016年7月30日から2046年7月29日 ⑥ 権利行使価額（1株あたり） 1円 ⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	6名
	① 名称 株式会社紀陽銀行 第3回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2017年7月31日 ③ 新株予約権の数 93個 ④ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式9,300株 ⑤ 新株予約権の行使期間 2017年8月1日から2047年7月31日 ⑥ 権利行使価額（1株あたり） 1円 ⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	7名
	① 名称 株式会社紀陽銀行 第4回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2018年7月27日 ③ 新株予約権の数 112個 ④ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式11,200株 ⑤ 新株予約権の行使期間 2018年7月28日から2048年7月27日 ⑥ 権利行使価額（1株あたり） 1円 ⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	7名

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
執行役員	① 名称 株式会社紀陽銀行 第4回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2018年7月27日 ③ 新株予約権の数 95個 ④ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式9,500株 ⑤ 新株予約権の行使期間 2018年7月28日から2048年7月27日 ⑥ 権利行使価額（1株あたり） 1円 ⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	8名

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 新田 東平 指定有限責任社員 秋宗 勝彦 指定有限責任社員 北口 信吾	70	(注) 2、3

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、当該事業年度に係る報酬等には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を含めております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価及び分析、会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額59百万円について同意の判断をいたしました。
3. 当行は、会計監査人に対して、非監査業務として、非居住者に係る金融口座情報交換のための報告制度及び外国口座税務コンプライアンス法対応に係る指導・助言業務、オープンAPI対応に係る支援業務、AML/CFT態勢に関する現状分析等支援業務並びにサイバーセキュリティ管理態勢整備に係る助言業務を委託しております。
4. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は70百万円です。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、公序良俗に反する行為があった場合、その他会計監査人として相応しくないと判断した場合において、当該会計監査人の解任または不再任について検討を行い、これを妥当と判断した場合には、「会計監査人の解任または不再任」の議案を株主総会に提出いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当行は、業務の適正を確保するための体制（いわゆる「内部統制システム」）構築にかかる基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

イ. 当行及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当行及びグループ会社の全役職員による法令・定款の遵守を徹底するため、次の措置をとる。

- ① 「紀陽フィナンシャルグループの誓い」「紀陽フィナンシャルグループ行動憲章」「紀陽フィナンシャルグループ役職員行動規範」に基づき、紀陽フィナンシャルグループのコンプライアンスの取組みについて、当行及びグループ会社の全役職員への浸透を図る。
- ② 当行の「法令等遵守規程」に基づき、紀陽フィナンシャルグループの法令等遵守に関する重要な事項を協議するため、原則毎月「法令等遵守委員会」を開催する。
- ③ 当行の各部門におけるコンプライアンスの取組みを徹底するため、法令等遵守責任者を配置する。
- ④ 「紀陽フィナンシャルグループ行動憲章」において「地域社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローダリング対策及びテロ資金供与対策の高度化に努めます。」と定め、反社会的勢力及びマネー・ローダリング対策等に対しては規程等において、組織としての対応方針を明確にする。
- ⑤ 当行は、法令違反や不正行為などのコンプライアンス違反の発生またはその恐れのある行為等を早期に発見し是正するため、当行及びグループ会社の役職員が不利な取扱いを受けることなく通報できる内部通報制度を運用する。

ロ. 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制整備のため、文書管理に関する規程を定め、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。

ハ. 当行及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行及びグループ会社の適切なリスク管理体制の整備のため、次の措置をとる。

- ① 当行が管理すべきリスクを明らかにし、多様なリスクを一元的に管理運営するため、「リスク管理規程」を策定する。
- ② 当行グループ全体のリスクを総合的に把握、認識し、適切な対応策を協議するとともに、リスク管理体制が適切かつ有効に機能しているかをチェックするため、「リスク管理委員会」を設置する。

- ③ 緊急事態の発生に伴う混乱を回避し、当行及びグループ会社の役職員、顧客等来訪者の安全並びに営業の継続を確保することを目的として、緊急事態が発生した場合の基本的な対策である「緊急時対策基本規程」を定める。
- 二. 当行及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当行及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制整備のため、次の措置をとる。
- ① 当行は、当行及びグループ会社の役職員の職務の執行が効率的になされるよう、当行及びグループ会社がそれぞれの職務分掌及び職務権限規程等の組織規程を定める等の体制を構築する。
- ② 当行の各部門間の有効な連携、相互牽制の確保のため、重要事項について協議・決定する経営会議、各種委員会等の有効な活用を行う。
- ③ 当行の取締役会は、全行的な目標として中期経営計画及び年度事業計画を策定するとともに、その進捗状況について報告を受ける。
- ホ. 当行及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当行は、紀陽フィナンシャルグループの中核会社として、当行及びグループ会社が業務の適正を確保するための体制整備のため、上記イ. 八. 二. に記載の措置に加え、次の措置をとる。
- ① 紀陽フィナンシャルグループのコンプライアンス並びにリスク管理に関する規程等について、当行及びグループ会社への浸透を図る。
- ② 当行は、グループ会社の運営管理に関する基本的な事項として、「関連会社管理規程」を定め、グループ会社に対する適切な管理・指導等を行う。
- ③ グループ会社は、「関連会社管理規程」に基づき、必要な事項について、当行に都度協議または報告を行う。
- ④ 当行内部監査部門は、グループ会社の業務の適正を確保するとともに、当行とグループ会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、定期的にグループ会社の監査を実施する。
- へ. 当行の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- 当行は、監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務遂行を支援するため、監査等委員会室を設置して専属の人員を配置する。
- ト. 当行の監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員を除く）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当該使用人の取締役（監査等委員を除く）からの独立性及び指示の実効性を確保するため、次の措置をとる。
- ① 当該使用人は、当行の取締役（監査等委員を除く）の指揮命令を受けず、当該使用人への指揮命令権は当行の監査等委員会に属するものとする。
- ② 当該使用人の人事考課等については、当行の監査等委員会が行い、人事異動については、当行の監査等委員会の同意を必要とする。

- チ. 当行の監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当行の監査等委員会に報告するための体制及び当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制整備のため、次の措置をとる。
- ① 当行及びグループ会社の役職員は、法令等に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、当行の監査等委員会に対して当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならないものとする。
 - ② 当行及びグループ会社の役職員は、当行の監査等委員会から担当部門の業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとする。
 - ③ 「監査等委員会に対する報告に関する規程」において、当行及びグループ会社の役職員が当行の監査等委員に対して直接報告できることを定めるとともに、当該報告をしたことを理由とした不利な取扱いの禁止を明記する。また、当該報告を行った者が不利益を被ることのないことを当行及びグループ会社の役職員に周知徹底する。
 - ④ 当行の内部通報制度の所管部署は、当行及びグループ会社の役職員からの内部通報のうち重要事項を当行の監査等委員会へ報告する。
- リ. 当行の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当行は、当行の監査等委員の職務の執行に伴い生ずる費用（弁護士等の外部の専門家の費用を含む）または債務について、監査等委員の請求等に従い速やかに適切な処理を行う。
- ヌ. その他当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制整備のため、次の措置をとる。
- ① 当行の役職員は、監査等委員会監査に対する理解を深め、監査環境の整備に努める。
 - ② 当行の監査等委員は、定期的に代表取締役と会合を持ち、重要課題等についての意見交換及び必要と判断される事項についての要請を行う。
 - ③ 当行の監査等委員は、経営会議等その他重要な会議への出席、内部監査部門・会計監査人との連携を通じ、実効的な監査業務を遂行する。
 - ④ 当行の監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士等の外部の専門家の助言を受けることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制（いわゆる「内部統制システム」）の運用状況の概要については次のとおりです。

イ. コンプライアンス体制について

- ・ 役職員がコンプライアンスに関し取り組むべき具体的な実践計画として「平成30年度コンプライアンス・プログラム」を制定し、コンプライアンスの取組みについて全役職員への浸透を図っております。
- ・ 当事業年度は、「法令等遵守委員会」を12回開催し、法令等遵守に関する重要な事項を協議しております。
- ・ 当行及びグループ会社の役職員が不利な取扱いを受けることなく通報できる内部通報制度を周知しております。当事業年度において、重要な法令違反等に関わる内部通報案件はありませんでした。

ロ. リスク管理体制について

- ・ 当事業年度は、「リスク管理委員会」を12回開催し、当行グループ全体のリスクを総合的に把握、認識し、適切な対応策を協議しております。
- ・ 当行は、大規模地震・津波等の自然災害やその他の緊急事態の発生時において、社会的責務として銀行の重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）を策定しており、計画の実効性を確保するため、訓練等を通じて有効性を検証し、継続的に改善に努めております。

ハ. 取締役の職務執行について

- ・ 当事業年度は、取締役会を16回開催したほか、重要事項について協議・決定する経営会議を35回開催し、各種委員会についても適宜開催しております。
- ・ 取締役会は、各部門を担当する取締役等から、中期経営計画や年度事業計画の進捗状況を含む業務執行に関する報告を受けております。

ニ. グループ会社の管理体制について

- ・ 当行は、「関連会社管理規程」に基づき、関連会社（グループ会社）から必要な事項について、事前協議または報告を受けております。
- ・ 当事業年度は、各関連会社との「関連会社会」をそれぞれ2回開催し、情報の共有化及び連携の強化を図っております。
- ・ 当行内部監査部門は、定期的に関連会社の監査を実施し、関連会社の業務の適正を確保するとともに、当行と関連会社との間における不適切な取引または会計処理を防止しております。

ホ. 監査等委員会の監査に関する取組みについて

- ・ 当事業年度は、監査等委員全員をもって構成されている監査等委員会を14回開催し、監査に関する重要な事案について、協議・決議を行っております。
- ・ 監査等委員は、代表取締役と定期的な会合を持ち、重要課題についての意見交換等を行っております。
- ・ 監査等委員は、経営会議等その他重要な会議への出席、内部監査部門・会計監査人との密接な連携を通じて、実効的な監査業務を遂行しております。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

該当事項はありません。

計算書類

第209期末貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	567,922	預金	3,927,743
現金	50,896	当座預金	204,421
預け金	517,026	普通預金	1,996,483
買入金銭債権	799	貯蓄預金	26,849
商品有価証券	36	通知預金	8,890
商品国債	35	定期預金	1,583,935
商品地方債	0	その他の預金	107,163
有価証券	971,031	譲渡性預金	79,994
国債	229,061	債券貸借取引受入担保金	82,004
地方債	178,456	借入金	229,466
社債	195,545	借入金	229,466
株式	55,827	外国為替	194
その他の証券	312,140	売渡外国為替	168
貸出金	2,968,025	未払外国為替	25
割引手形	20,662	その他負債	19,300
手形貸付	76,100	未払法人税等	2,183
証書貸付	2,539,216	未払費用	2,107
当座貸越	332,046	前受収益	798
外国為替	2,798	金融派生商品	2,711
外国他店預け	1,765	金融商品等受入担保金	322
買入外国為替	44	リース債務	699
取立外国為替	988	資産除去債務	837
その他資産	28,668	その他の負債	9,640
前払費用	203	役員退職慰労引当金	30
未収収益	2,514	睡眠預金払戻損失引当金	1,042
金融派生商品	2,007	偶発損失引当金	436
金融商品等差入担保金	54	繰延税金負債	6,356
その他の資産	23,888	再評価に係る繰延税金負債	28
有形固定資産	34,249	支払承諾	9,509
建物	11,908	負債の部合計	4,356,108
土地	19,028	(純資産の部)	
リース資産	699	資本金	80,096
建設仮勘定	346	資本剰余金	1,287
その他の有形固定資産	2,266	資本準備金	259
無形固定資産	2,964	その他資本剰余金	1,028
ソフトウェア	2,670	利益剰余金	113,754
その他の無形固定資産	294	利益準備金	6,072
前払年金費用	9,121	その他利益剰余金	107,681
支払承諾見返	9,509	繰越利益剰余金	107,681
貸倒引当金	△20,971	自己株式	△3,335
		株主資本合計	191,803
		その他有価証券評価差額金	26,623
		繰延ヘッジ損益	△552
		土地再評価差額金	65
		評価・換算差額等合計	26,136
		新株予約権	106
		純資産の部合計	218,046
資産の部合計	4,574,154	負債及び純資産の部合計	4,574,154

第209期損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	66,381
資金運用収益	45,430
貸出金利息	32,505
有価証券利息配当金	12,507
コールローン利息	9
預け金利息	290
その他の受入利息	117
役務取引等収益	11,032
受入為替手数料	2,901
その他の役務収益	8,131
その他業務収益	2,826
商品有価証券売買益	0
国債等債券売却益	2,366
金融派生商品収益	459
その他の業務収益	0
その他経常収益	7,092
償却債権取立益	698
株式等売却益	5,196
その他の経常収益	1,197
経常費用	49,435
資金調達費用	1,997
預金利息	853
譲渡性預金利息	9
コールマネー利息	△52
売現先利息	163
債券貸借取引支払利息	658
借用金利息	66
社債利息	53
金利スワップ支払利息	244
その他の支払利息	△0
役務取引等費用	5,078
支払為替手数料	547
その他の役務費用	4,530
その他業務費用	4,475
外国為替売買損	751
国債等債券売却損	3,718
国債等債券償却	5
営業経費	33,653
その他経常費用	4,231
貸倒引当金繰入額	320
貸出金償却	1,783
株式等売却損	1,456
株式等償却	101
その他の経常費用	569
経常利益	16,945
特別利益	1
固定資産処分益	1
特別損失	298
固定資産処分損	128
減損損失	170
税引前当期純利益	16,648
法人税、住民税及び事業税	4,157
法人税等調整額	1,588
法人税等合計	5,746
当期純利益	10,902

連結計算書類

第209期末連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	568,124	預金	3,919,136
買入金銭債権	799	譲渡性預金	69,994
商品有価証券	36	債券貸借取引受入担保金	82,004
有価証券	967,308	借入金	229,466
貸出金	2,959,342	外国為替	194
外国為替	2,798	その他負債	30,310
その他資産	44,838	退職給付に係る負債	25
有形固定資産	34,471	役員退職慰労引当金	30
建物	11,910	睡眠預金払戻損失引当金	1,042
土地	19,020	偶発損失引当金	436
リース資産	443	繰延税金負債	9,221
建設仮勘定	346	支払承諾	9,509
その他の有形固定資産	2,750	負債の部合計	4,351,372
無形固定資産	3,300	(純資産の部)	
ソフトウェア	2,875	資本金	80,096
リース資産	116	資本剰余金	3,075
その他の無形固定資産	308	利益剰余金	119,264
退職給付に係る資産	17,877	自己株式	△3,434
繰延税金資産	647	株主資本合計	199,001
支払承諾見返	9,509	その他有価証券評価差額金	26,830
貸倒引当金	△23,713	繰延ヘッジ損益	△552
		退職給付に係る調整累計額	6,094
		その他の包括利益累計額合計	32,371
		新株予約権	106
		非支配株主持分	2,487
		純資産の部合計	233,968
資産の部合計	4,585,341	負債及び純資産の部合計	4,585,341

第209期連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	74,364
資金運用収益	45,402
貸出金利息	32,509
有価証券利息配当金	12,475
コールローン利息及び買入手形利息	9
預け金利息	290
その他の受入利息	117
役務取引等収益	13,445
その他業務収益	7,843
その他経常収益	7,672
償却債権取立益	1,286
その他の経常収益	6,386
経常費用	56,206
資金調達費用	1,998
預金利息	853
譲渡性預金利息	9
コールマネー利息及び売渡手形利息	△52
売現先利息	163
債券貸借取引支払利息	658
借用金利息	66
社債利息	53
その他の支払利息	245
役務取引等費用	4,559
その他業務費用	8,420
営業経費	35,787
その他経常費用	5,440
貸倒引当金繰入額	463
その他の経常費用	4,977
経常利益	18,158
特別利益	2
固定資産処分益	2
特別損失	287
固定資産処分損	128
減損損失	159
税金等調整前当期純利益	17,873
法人税、住民税及び事業税	4,540
法人税等調整額	1,585
法人税等合計	6,125
当期純利益	11,747
非支配株主に帰属する当期純利益	127
親会社株主に帰属する当期純利益	11,620

監査報告書

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

株式会社紀陽銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 新田 東平 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋宗 勝彦 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北口 信吾 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社紀陽銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの第209期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

株式会社紀陽銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新田	東平	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋宗	勝彦	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北口	信吾	㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社紀陽銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社紀陽銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第209期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月8日

株式会社 紀陽銀行 監査等委員会

常勤監査等委員	葉 糸 正 浩	㊟
常勤監査等委員	田 村 和 也	㊟
監査等委員	水 野 八 朗	㊟
監査等委員	山 野 裕	㊟
監査等委員	山 中 俊 廣	㊟
監査等委員	西 田 恵	㊟

(注) 監査等委員水野八朗、監査等委員山野裕、監査等委員山中俊廣及び監査等委員西田恵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

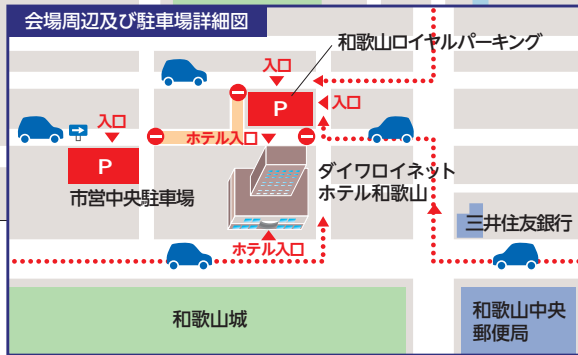
以 上

株主総会会場ご案内図

場所

和歌山市七番丁26-1

ダイワロイネットホテル和歌山 4階「グラン」



(ご注意)
部分の道路については、工事中につき通行止めとなっております。

交通
機関



バスをご利用の場合



JR和歌山駅・南海本線和歌山市駅より
和歌山バスにて「公園前バス停留所」下車徒歩1分



徒歩の場合



南海本線と和歌山市駅より約15分

ご来場の際は、できるだけ公共交通機関をご利用ください。お車でのご来場の場合、会場駐車場（和歌山ロイヤルパーキング）が満車の場合は、「市営中央駐車場」をご利用いただきたくお願い申し上げます。ダイワロイネットホテル和歌山 4階「グラン」の株主総会「受付」にてお車でのご来場の旨をお申し出ください。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。